

京都市訓令甲第 28 号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育委員会事務局教育次長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表学校歴史博物館事務局長の項第17号を同項第18号とし、同項第16号の次に次の1号を加える。

(17) 京都市学校歴史博物館条例第6条第3項による観覧料の額の決定に関する事。

別表青少年科学センター事務局長の項第7号を第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 京都市青少年科学センター条例第3条第2項による受講料の額の決定及び同条第4項による観覧料の額の決定に関する事。

別表総務課長の項第7号中「市有財産」を「公有財産（不動産及びその従物に限る。）」に、「に基づく保険料」を「及びこれに伴う経費」に改める。

別表学校長及び幼稚園長（京都御池中学校長、御所南小学校長及び高倉小学校長を除く。）の項に次の1号を加える。

(14) 学校施設（京都市立学校施設使用規則第2条に規定する学校施設（閉校施設を除く。）をいう。以下同じ。）の3日以内の目的外使用に係る使用料の減免（市長が別に定める場合に限る。）に関する事。

別表京都御池中学校長、御所南小学校長及び高倉小学校長の項に次の1号を加える。

(15) 学校施設の3日以内の目的外使用に係る使用料の減免（市長が別に定める場合に限る。）に関する事。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)